

旭川市「車椅子対応トイレ等設置公園」一覧

公園名	住所	車椅子対応トイレ	オストメイト対応トイレ	駐車場
若草公園	2条通3丁目	○		
宮前あさひ公園	宮前通東	○		
宮前のぞみ公園	宮前通東	○		
住吉公園	住吉4条1丁目	○		
旭神中央公園	旭神1条4丁目	○		○
金星公園	東3条6丁目	○		
永山公園	永山9条8丁目	○		
豊岡東公園	豊岡10条9丁目	○		
共栄公園	東光6条10丁目	○		
東光ふれあい公園	東光6条4丁目	○		
東旭川屯田公園	東旭川南1条6丁目	○		
日の出公園	工業団地3条2丁目	○		○
日の出北公園	工業団地5条2丁目	○		○
旭岡公園	旭岡5丁目	○		
春光園	春光5条7丁目	○		
千代の山公園	春光台3条3丁目	○		
末広北公園	末広5条12丁目	○		○
鷹の巣公園	春光台3条8丁目	○		
末広東公園	末広東3条5丁目	○		
春の台公園	春光台5条1丁目	○		○
東鷹栖いなほ公園	東鷹栖4線10号	○		
西御料公園	緑が丘南2条1丁目	○		
ごりょう公園	西御料2条2丁目	○		○
西神楽公園	西神楽南1条1丁目	○		○
神居東公園	神居4条20丁目	○		
かむい中央公園	神居2条7丁目	○		○
東部中央公園	東光20条5丁目	○		○
東豊公園	豊岡12条11丁目	○		○
新富公園	新富3条2丁目	○		○
永山中央公園	永山6条17・18丁目	○		○
末広中央公園	末広3条10・11丁目	○		○
クリスタルパーク	神楽3条7・8丁目	○		○
常磐公園	常磐公園	○		○
春光台公園	字近文6線3号	○	○	○
神楽岡公園	神楽岡公園	○		○
忠和公園	神居町忠和	○		○
花咲スポーツ公園	花咲町4丁目	○		○
東光スポーツ公園	東光24・25条7丁目	○	○	○
ドリームランド	本町2丁目	○		○
フラワーランド	金星町1丁目	○		○
秋月橋上流右岸広場	末広東3条4丁目	○		○
永山新川桜づつみ	永山町13丁目	○		○
永山橋下流右岸広場	東鷹栖1線10号	○		○
新橋下流右岸広場	川端町4条5丁目	○		○
旭西広場	8条西5丁目	○		○
旭山公園	東旭川町倉沼	○		○
嵐山公園	上川郡鷹栖町	○		○
旭神ヒルズ緑地	緑が丘東1条3丁目	○		
旭神河畔緑地	旭神1条3丁目	○		○
日新の森	宮下通12丁目	○		
永山みず辺緑地	永山町13丁目	○		○
北光ふれあいの森	旭町1条17丁目	○		
カムイの杜公園	神居町富沢	○		○
中央公園	東鷹栖1条4丁目	○		
東光はるかぜ公園	東光18条8丁目	○		
永山えぞまつ公園	永山7条19丁目	○		
東鷹栖みずほ公園	東鷹栖1条3丁目	○		
春光台4条第2公園	春光台4条7丁目	○		
春光台3条第2公園	春光台3条5丁目	○		
春光台1条第2公園	春光台1条3丁目	○		
神楽岡こおろぎ公園	神楽岡8条6丁目	○		
永山かしわ公園	永山9条9丁目	○		
大雪のばら公園	大雪通6丁目	○		
宮前公園	宮前通西・宮前通東	○		
神楽そよかぜ公園	神楽4条12丁目	○		



住吉公園トイレ



旭神中央公園トイレ



永山公園トイレ



東光スポーツ公園トイレ

公園トイレ等に関するお問い合わせ先
 財団法人旭川市公園緑地協会
 〒070-0901
 旭川市花咲町3丁目
 電話 0166-52-1934
 FAX 0166-55-0550
 ホームページ
<http://www.asahikawa.park.or.jp>

※東旭川屯田公園・永山中央公園・クリスタルパーク・常磐公園・花咲スポーツ公園・カムイの杜公園の公園トイレは通年利用できます。それ以外の公園トイレは、毎年4月20日～10月31日まで利用できます。(融雪の関係上、変更する場合があります)

オストメイト対応トイレ (東光スポーツ公園・春光台公園)



※オストメイトとは？

大腸や膀胱などの疾患の治療のため、腹部に人工肛門・人工膀胱を持つ患者さんのことを言います。排泄物を受け止めるための袋（パウチ）を処理するため、このような洗浄設備を必要とします。



ストーマ装具(パウチ)にたまった排せつ物を汚物流しに捨てる。



ストーマ装具(パウチ)を外し、(必要な場合)腹部に付着した汚れを洗い落とす。(主に、イレオストミーの方)



ストーマ装具(パウチ)を交換する場合。使用済みのストーマ装具(パウチ)を捨てる前に洗う。

公園内に車両を乗り入れる場合の申請について

旭川市が設置する都市公園内は、旭川市都市公園条例により車両等の乗り入れ行為が禁止されています。

(条例第5条第1項第8号「指定した場所以外の場所へ車馬（自転車等主として人力を用いるものを除く。）を乗り入れ、又は止めておくこと。）」

ただし、公園内イベント開催時の資材搬入や車椅子により施設を見学する際などの場合は、車両乗り入れの許可を受けることが可能です。

許可申請については、事前に下記へ申請して下さい。

申請先 旭川市土木部公園みどり課 旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎二階

メールアドレス kouenmidori@city.asahikawa.hokkaido.jp 電話番号 0166-25-9705(直通)

FAX 0166-24-7010 郵便番号 070-8525